

資料編

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)(抜粋)
日本政策投資銀行中期政策方針(平成17年度～19年度)
中期政策方針(平成14年度～16年度)記載事項に係る
業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告)(抜粋)
中期政策方針(平成17年度～19年度)の実施状況に係る
検討について(平成17年度経過報告)
運営評議員会の開催実績概要
平成17年度政策金融評価報告書の概要
日本政策投資銀行投融資指針(主要部分)
投融資制度について
簡素で効率的な政府を実現するための
行政改革の推進に関する法律(抜粋)
政策金融改革に係る制度設計(抜粋)
行政改革の重要方針(抜粋)
日本政策投資銀行 環境方針
個人情報保護宣言
役員
組織図
沿革
本支店・事務所等 所在地
本支店・事務所等 照会先

第1条(目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

第4条(資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第8条(役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第19条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第20条(業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであってはならない。
- イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する

事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

- ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

- ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

- 二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

- 三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

- 3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第21条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

- 2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

第22条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」とい

う。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。
- 3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。
- 4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第23条(投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第24条(運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

- 2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。
- 3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。
- 4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。
- 5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、四年とする。

第28条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第41条(利益金の処分及び国庫納付金)

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
- 4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第42条(資金の借入れ等)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができる。
- 5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

第43条(日本政策投資銀行債券の発行)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

参 考 (役員の給与および退職手当の支給に関する基準)

1. 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与 : 報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当 : 退職手当

3. 役員給与

- (1) 報酬
報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。
- (2) 特別調整手当
特別調整手当は報酬に100分の13を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。
- (3) 特別手当
特別手当は、1月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に支給する。国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する特別手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。
- (4) 通勤手当
通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4. 役員退職手当

- (1) 退職手当は、当該役員の在職期間1月につき、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に総裁が別に定める委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績助案率を乗じて得た額とする。
- (2) 総裁は、上記委員会が業績助案率の決定を行う場合、退職手当の支給に当たりあらかじめ財務大臣に通知する。
- (3) 国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6. その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額(単位:千円)

総裁	1,211	副総裁	1,103	理事	929	監事	766
----	-------	-----	-------	----	-----	----	-----

(注) 平成18年3月31日以前から引き続き任にある役員については、その任期の間、平成18年3月31日時点の報酬月額を適用する。

2. 特別手当の支給率

支給率3.35ヶ月/年

特別手当 = [(報酬月額 + 特別調整手当) + (報酬月額 × 0.25) +
{(報酬月額 + 特別調整手当) × 0.2}] × 支給率

参 考 (役職員の報酬・給与等について)

平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」に基づき公表が義務づけられている役職員の報酬・給与等については当行ホームページで公開しております。

(参考URL : http://www.dbj.go.jp/japanese/public/no03_01_01.html)

・職員給与水準について

集計対象職員数1,165人 平成17年度の年間給与総額(平均) ¥8,960千円

平成17年度から平成19年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方

1. 我が国においては、少子高齢化が進展する中、持続的な経済成長軌道を確立するため、民間の意欲と地方の自主性が存分に発揮されるよう、構造改革への取組をより推進するとともに、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図ることが求められている。こうした中、日本政策投資銀行は、政策要請に対する適切かつ機動的な対応を旨とし、地域再生、環境対策や生活基盤の充実、技術振興等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
2. こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)や経済財政諮問会議の議論等に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

1. 経済活力創造

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、新技術開発、新規事業の育成及び事業再構築・再生支援等の円滑な促進等を図ることとする。

2. 豊かな生活創造

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワークの整備の推進等のため、環境配慮型経営の促進、リサイクルの促進、安全で暮らしやすい社会の実現に向けた施策等に取り組むこととする。

3. 自立型地域創造

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、地域再生、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応する。

業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用するとともに、金融手法の多様化に努める。融資条件については、民間に準拠したリスク見合いの金利設定を堅持するとともに、民業補完を徹底する観点から、事業の性格を踏まえつつ期間・融資比率の設定を行う。

2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨等を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、多様な資金調達や、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を含め、厳格なALM・リスク管理を行うことにより、引き続き財務の健全性の確保に十分努めることとする。

4. 適切なディスクロージャーへの取組

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部監査の充実を努め、迅速な開示を行うこと等、引き続き適切なディスクロージャーに取り組むとともに、情報公開法への適切な対応を行うこととする。

5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融資案件について個別案件評価を実施するとともに、投融資制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させるとともに、引き続き評価の仕組みの充実に努めることとする。

6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

(総括的な評価及び今後への課題と期待)

平成14～16年度の同行の業務については、中期政策方針に則り実施されたと認められる。特に、同行は、事業再生、新産業の育成、環境保全や地域活性化などといった政策金融に対するニーズを的確に捉え、プロジェクトファイナンスやファンド等の新たな金融手法も活用しながら、機動的に対応することを通じ、経済活性化に向けた我が国の経済社会の再構築に、一定の寄与を果たしたと認められる。

こうした同行の業務運営は、国の経済運営に関する諸方針を踏まえたものであり、かつ、民業補完の徹底やリスクの高い業務への特化などを規定した「特殊法人等整理合理化計画」等に沿った形で行なわれたものであると認められる。

今後も、現下の政策課題に適切かつ機動的に対応するとともに、同行の持つナレッジバンク機能も活かしつつ、我が国の将来の経済社会のあり方を見据えた取り組みを着実に進め、我が国経済社会政策への金融上の寄与を果たしていくことを期待する。

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

同行は、政策金融機関として、政策的な意義は高いものの、期間リスク、事業リスク、信用リスク等の点から民間金融機関のみでは資金供給が困難な事業に対して、投融資を行なっている。現行の中期政策方針においては、経済活力創造、豊かな生活創造、自立型地域創造の3分野に主眼を置くことが規定されている。

また、ノウハウの蓄積・有効活用により事業の円滑な推進に寄与することや、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行なうこと等、「ナレッジバンク」機能の適切な発揮についても、同中期政策方針の中で規定されている。

なお、同中期政策方針においては、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対し、適切かつ機動的に対応することが特記されている。

経済活力創造

我が国経済の構造改革を進める上での課題の一つである過剰債務の解消に向け、DIPファイナンス¹や事業再生ファンド²への出資等を通じ、セーフティネット機能を発揮したほか、ベンチャー・中堅企業等の支援を通じた新産業の創造や対日投資の促進など、産業活性化に向けた我が国の政策に沿った、多様な取り組みを行ったことを評価する。

当分野においては、リスク評価が困難で、機動性も求められる業務が多いことから、今後も同行が、リスク評価手法の充実を進めながら、民業を補完する役割を果たし、中長期に亘る経済社会の活力の向上及び持続的発展に貢献していくことが必要である。

豊かな生活創造

従来からの循環型社会形成、省エネ、温暖化防止への取り組みの継続に加え、近年も環境スコアリング制度³を導入・活用するなど、同行が環境分野において画期的かつ先進的な取り組みを積極的に行い、金融業務を通じた持続可能な経済・社会の構築に向けて、我が国金融業界を先導してきたことを評価する。

ただし、依然として環境分野には課題が山積しているほか、豊かな国民生活の実現に向けては、エネルギーの確保や交通・物流などのネットワーク整備、福祉・高齢化対策などへの対応も引き続き重要であり、同行の特性を活かした支援を期待する。

自立型地域創造

地域再生については、リレーションシップ・バンキング⁴機能の強化支援を行ないつつ地域の特色ある産業を支援し、都市再生については、プロジェクトファイナンスの手法やメザニンファンド⁵を活用しつつ、都市基盤の整備に寄与するなど、民間金融機関と協調して自立型の地域創造に向けて取り組んだ点を評価する。

今後、官民連携のつなぎ役として、PFIやPPP⁶の推進や地域社会基盤の整備にさらに努めるとともに、地域の自主性・特性を尊重しつつ、同行自らも主体的に地域経済の自立的発展に寄与していくことが重要である。

緊急時の政策的要請への対応

事業再生を円滑に進めるためのセーフティネットとして、DIPファイナンスや事業再生ファンドへの出資等を行ったほか、民間金融機関の資金供給機能の確保に寄与するCLO⁷など、従来にない新たな取り組みを迅速に行い、金融・資本市場の機能の安定化に寄与したことを評価する。

「ナレッジバンク」機能の適切な発揮

新しい金融手法の開発・活用に積極的に取り組み、新たな金融市場の創造に貢献したほか、同行のこれまでの経験・実績をもとに、幅広い分野で積極的に情報の生産・発信を行ったことを評価する。

今後も民間金融機関と連携しながら、政策金融機関という立場を活かし、金融市場の発展・活性化や、官民の橋渡しに貢献すると同時に、自らもその課程で多くの経験を積み、さらにナレッジバンク機能を強化していくことが重要である。

2. 業務に関する重要事項

民業補完の徹底

融資対象事業の縮減やリスクの高い業務への積極的な対応、融資規模・残高の圧縮など、「特殊法人等整理合理化計画」等の政府方針に沿った対応がなされたと認められることに加え、近年、民間金融機関との調整が

十分に行われ、民業補完に徹した業務運営がなされるようになった点を高く評価する。

今後、先進的金融手法の活用を交えつつ、案件の性格に応じた、きめ細やかかつメリハリのある民業補完を行っていくことが必要である。

業務の合理化・運営の効率化

時々に変化する政策ニーズを捉えた出融資事業を新設する一方で、新設事業数を大きく上回る事業廃止を行うなど、業務の合理化・運営の効率化は着実に進捗していると認められる。

財務の健全性の保持

市場金利との調和の進捗による基礎的な収支構造の改善、リスク評価・管理手法の充実や債権管理体制の整備の進捗に加え、保守的な引当方針等に鑑みれば、財務の健全性は保持されていると認められる。

今後、市場からの調達の強化や、リスク評価手法の充実、リスク管理の厳格化、ALM管理体制の強化に努めつつ、財務の健全性を引き続き確保していくことが必要である。

ディスクロージャーの充実

財務面では、監査法人の監査証明を受けた民間基準財務諸表やリスク管理債権等に加え、自主的に第三セクターへの融資情報も開示しているほか、情報公開法への体制整備、見易さを重視したホームページの改訂やいわゆる「環境報告書」の発行など、ディスクロージャーの充実が進捗していると認められる。

政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価の仕組みや内容の高度化を進め、評価結果を投融資制度の改善に結びつけるという一連の業務サイクルを完成させたことに加え、読み易さを意識した報告書を取りまとめるなど、先駆的な取り組みを継続して実施した点を評価する。

引き続き、政策金融評価に係る業務サイクルの検証などを通じ、評価の仕組みや内容の充実を図り、業務の一層の改善につなげていくことが望ましい。

地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

同行が設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営が行なわれていると認められる。

1. 米国において再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession(占有継続債務者))に対する融資のことを指すが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法、会社更生法の手続き申立後、計画認可決定前までの融資を称する。
2. 経済合理的な事業計画に基づいて事業再生等を図る取組に対する投資を行い、株主等の立場から事業計画の円滑な遂行に貢献し、社会的に有用な事業の価値を高めることを目的とするファンド。
3. 企業の環境経営度を評点化し、これを融資条件に反映するもの。評点化に当たっては、業種の特性に応じて複数のバリエーションが用意された環境スクリーニング、中堅企業の利用を促進するための配慮など、様々な仕組みを講じている。
4. 長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル。
5. 従来から銀行が供給してきたローン(「シニアファイナンス」)よりリスクが高い資金を供給するファンド。なお、メザンとは「中2階」の意。
6. Public Private Partnershipの略。社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。狭義では既存事業の民間委託、民営化等を指すが、広義ではPFIも含む。
7. Collateralized Loan Obligationの略。金融機関の有する企業向け貸出債権を証券化したもので、金融機関にとっては、貸出債権のオフバランスの手段となる。

・検討経過報告の趣旨

中期政策方針(平成17年度～19年度)に係る日本政策投資銀行法第24条に基づく報告(以下「報告」という。)の作成公表は、第3期中期政策方針(現行)が終了する平成19年度を予定しているが、現行の中期政策方針に基づく業務の実施期間が1年を経過したことから、今般17年度の経過報告を取りまとめるものである。

・これまでの開催状況の概要

平成17年4月から平成18年3月までの間に、3回の運営評議員会を開催した。議題の内容は以下のとおりである。

【第23回】平成17年4月18日)

- (1)第3期中期政策方針について
- (2)平成17年度投融资計画について
- (3)エネルギー・セキュリティ対策への取り組みについて

【第24回】平成17年10月12日)

- (1)平成16年度決算について
- (2)平成18年度概算要求について
- (3)地域金融機関と日本政策投資銀行の連携について

【第25回】平成17年12月21日)

- (1)平成17年度政策金融評価報告について
- (2)環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況について

・中期政策方針記載事項の実施状況に係る検討状況

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

(1)経済活力創造

運営評議員会の検討状況

17年度は、17年度投融资計画、18年度概算要求等に関して説明を受けた。

意見等

事業再生・産業再生を目的として投融资を受けた企業が、同分野における同行の貢献を高く評価している。

(2)豊かな生活創造

運営評議員会の検討状況

17年度は、17年度投融资計画、18年度概算要求、エネルギー・セキュリティ対策、環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況等に関して説明を受けた。

意見等

核燃料サイクル施設整備への長期資金の安定供給は、エネルギー・セキュリティにおける同行の重要な役割である。また、原子力発電所の高経年化への対応に、同行が積極的に取り組むことを期待する。

エネルギー基本計画策定にあたり、国の役割が非常に重要であるという議論があった。同行に期待される役割は大きい。

環境格付融資制度は、非常に素晴らしい取り組みである。

環境格付融資制度は、随所に工夫が施されており非常に面白いアイデアである。

環境格付融資制度において、環境に対する取り組みが不十分とされた企業が、よりよい取り組みを再検討していくための工夫を検討できないか。

防災格付融資制度創設は、大変重要な取り組みと考える。同行は、防災格付を我が国のスタンダードとすべく内容を高めていくべきではないか。

企業による事業所周辺地域を含む防災・減災対策を進めるため、同行の防災格付融資制度がインセンティブとなるよう工夫ができないか。

地震発生後の資金需要に対応するためのファイナンスも必要だが、耐震対応融資への同行の取り組みも引き続き重要と考える。

(3) 自立型地域創造

運営評議員会の検討状況

17年度は、17年度投融資計画、18年度概算要求、地域金融機関と日本政策投資銀行の連携等に関して説明を受けた。

意見等

金融危機が回避された現状に鑑み、17年度投融資計画において軸足をより地域再生に移している点が非常に共感できる。

17年度投融資計画において、地域再生を重点化している点が評価できる。その際には、産業振興のみならず観光振興についても注力すべきである。

地域における問題点の解決に向けた、リレーションシップバンキングの取り組み強化への同行の貢献を評価したい。

少子化対策は大変重要な課題であり、同行の積極的な取り組みに期待したい。

(4) 各分野に共通する「ナレッジ・バンク機能」の発揮

運営評議員会の検討状況

17年度は、17年度投融資計画、18年度概算要求、エネルギーセキュリティ等の分野におけるナレッジ機能の発揮に関し、説明を受けた。

意見等

同行の新しい金融分野への貢献を評価するとともに、今後の更なる取り組みにも期待したい。

地域づくりの重要な要素である観光振興を進めるため、同行のナレッジ提供に引き続き期待したい。

自然と人工的な観光施設や集落とが調和するよう観光地整備再開発に取り組む必要がある。その際の公民の役割分担のあり方の検討や資金調達の仕組みの構築について、同行のナレッジ機能の発揮を期待したい。

震災後の資金確保は重要かつ難しい問題であり、それらの対応に同行のナレッジ提供も引き続き期待したい。

2. 業務に関する重要事項

運営評議員会の検討状況

これまでに、平成17年度投融資計画、平成17年度政策金融評価結果、平成16年度決算に関する説明を受けた。

意見等

(民業補完の徹底)

国民経済的に必要であるが民間金融のみでは担えない分野、例えば核燃料サイクルへの対応等における同行の役割は引き続き重要と考えている。また、先進的な金融への取り組みも、民間金融機関と協調することで開発できた例もあり、これからも期待したい。

公益的な事業や社会基盤整備への投融資について今後とも取り組んでいくべきである。

(財務の健全性の保持)

財投機関債は、3年間横ばいの発行水準が続いているが、少しでも増やしていく努力をしていくべきではないか。

(政策金融評価の実施と事業見直しへの反映)

同行は、マネジメントサイクルの中でしっかりと政策評価を行っているとは評価できる。

個別評価・全体評価と2重3重にチェックがなされているなど、良くできあがってきたように思う。

以上

運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	概要	
第1回	平成11年12月15日	・日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方 ・政策金融評価の考え方について	
第2回	平成12年2月10日	・平成12年度投融資計画について ・「経済活力創造」への取り組み - 経済構造改革・新技術開発 -	
第3回	平成12年4月28日	・「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策	
第4回	平成12年7月3日	・平成11年度決算概況 ・「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み	
第5回	平成12年9月12日	・平成13年度概算要求について ・情報通信分野における政策銀行の取り組み～ケーブルテレビ事業を事例として～	
第6回	平成13年2月15日	・平成13年度投融資計画について ・「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取り組み ・中期政策方針の実施状況にかかる検討について(経過説明)	
第7回	平成13年4月19日	・我が国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について	
第8回	平成13年7月2日	・平成12年度決算概況 ・「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み	
第9回	平成13年9月3日	・平成14年度概算要求 ・中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況に関する検討報告の取りまとめについて	
第10回	平成13年12月3日	・平成13年度補正予算における対応について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書について ・政策銀行の社会環境問題への取り組み	
第11回	平成14年4月15日	・第2期中期政策方針について ・今後の運営評議員会の進め方について	・国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について
第12回	平成14年7月15日	・平成13年度決算について ・ALM・リスク管理について	・資産査定とリスク管理債権等について
第13回	平成14年10月4日	・平成15年度概算要求について ・平成14年度日本政策投資銀行政策金融評価報告について ・「都市再生」への取り組みについて	
第14回	平成15年2月18日	・平成15年度投融資計画について ・プロジェクトファイナンスをめぐる新しい動き	・事業再生への取り組みについて
第15回	平成15年5月15日	・情報公開法施行への対応状況 ・環境問題への取り組みについて	
第16回	平成15年9月10日	・平成14年度決算について ・平成16年度概算要求について	・対日投資促進業務への取り組みについて
第17回	平成15年12月3日	・平成15年度政策金融評価報告について ・PFIへの取り組み状況について	
第18回	平成16年2月3日	・平成16年度投融資計画について ・平成15年度上半期決算について	・地域再生に向けた取り組みについて
第19回	平成16年6月2日	・地上テレビ放送の現状とデジタル化への対応について ・国際協力業務への取り組みについて	
第20回	平成16年8月31日	・平成15年度決算について ・平成17年度概算要求について	・新産業創造への取り組みについて
第21回	平成16年11月5日	・平成16年度政策金融評価報告について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の内容について	
第22回	平成16年12月15日	・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の取りまとめについて ・地域づくり活動中期ビジョン(案)について	
第23回	平成17年4月18日	・第3期中期政策方針について ・平成17年度投融資計画について	・エネルギー・セキュリティ対策への取り組みについて
第24回	平成17年10月12日	・平成16年度決算について ・平成18年度概算要求について	・地域金融機関と日本政策投資銀行の連携について
第25回	平成17年12月21日	・平成17年度政策金融評価報告について ・環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況について	
第26回	平成18年4月12日	・平成18年度投融資計画について ・都市再生ファンドへの取り組みについて	

1. 平成17年度版の特徴

政策金融評価報告書は、前年度の個別案件評価及びこれを踏まえた当年度の投融資制度評価等、直近1年間の評価の実施状況をまとめた報告書で、毎年度作成・公表している。平成17年度の特徴は以下の通り。

16年度の全投融資案件について投融資時点において実施した評価(個別案件事前評価)では、当行が重点的に支援すべき3つの分野において見込まれる広範な効果について把握した他、政策効果把握の新たな試みとして付加価値額やCO₂排出量削減効果等の試算も行っている。一方、14年度にプロジェクトが完成した全投融資案件を対象とする事後的な評価(個別案件事後評価)では、引き続き9割超の案件で十分な効果が発現したことが確認された。

以上を踏まえ、全110事業からなる投融資制度が有効に機能しているか否かを検証(投融資制度評価)した結果、6事業で「重点の見直し」、3事業で「抜本の見直し」が必要との評価となった。加えて、「継続すべき」との評価となった80事業のうち20事業からも改善に向けた論点を抽出し、これらを予算要求等に反映させた。さらに特定案件や業務分野等の詳細評価(プロジェクト評価)としてベンチャー企業融資業務の評価にも取り組んだ。

以上の評価については、政策金融評価検討委員会(政策評価などに知見を有する学者から構成)や運営評議員会(日本政策投資銀行法に基づく外部評価機関)のご意見を踏まえ、改善を重ねている。また、今回の報告書に対し、政策金融評価検討委員会委員である森田朗東京大学教授・大学院公共政策学連携研究部・教育部 部長から第三者意見書を頂戴している。

2. 当行の政策金融と評価システムの特徴

当行は、総合政策金融機関として、変貌する経済・社会情勢に即応した政策課題を的確に把握し、民間金融機関と協調して、社会的な有用性及び金融リスクの評価等の困難性が高いプロジェクトを支援することにより、その解決に貢献している。また、金融環境が大きく変化し、金融技術の進歩が加速する中、プロジェクト支援に留まらず、新しい金融手法に率先して取り組むことなどを通じて、金融・資本市場の維持・発展に貢献する側面(セーフティネット機能、金融プラットフォーム機能)も重要性を増している。政策金融評価は、公的機関に対するアカウンタビリティ確保の要請に応えるものであるとともに、多岐に亘る役割を機動的に果たしていくため、業務の有効性を絶えず検証し、高めていく上で不可欠な情報インフラとしても機能している。

当行では、投融資案件毎の個別性が強いという業務の特性を踏まえ、同様の特性を有するIFC(国際金融公社)等の国際開発金融機関を参考に、全投融資案件について個別評価を行い、その結果を積み上げる評価システムを採用している。当行ではこれを「ボトムアップ・アプローチ」と呼んでいるが、このような詳細な方法により政策金融評価を行っている機関は国内では当行のみである。

3. 個別案件評価の集計結果

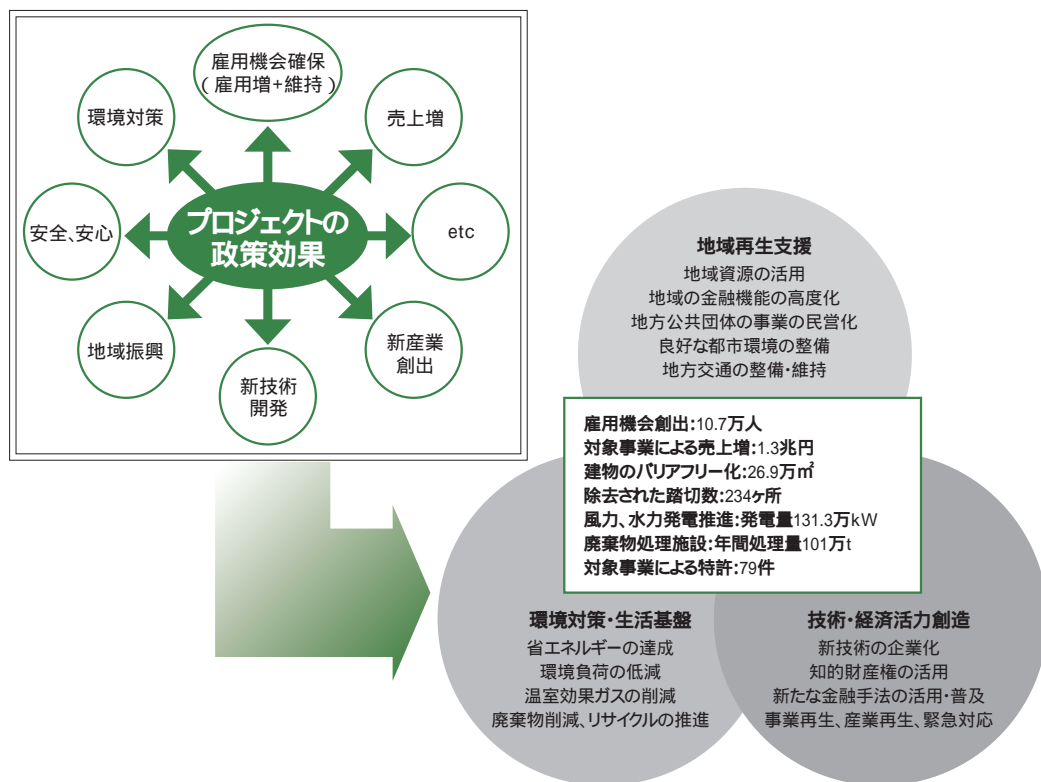
(1) 事前評価

- 個々の投融資案件について、対象事業の政策性(投融資の対象事業がもたらす政策効果)、投融資の役割(対象事業の誘導・促進にあたり、当行の投融資が果たす役割)を評価。16年度投融資案件に係る投融資時点の評価(事前評価)を集計した結果を報告。

	16年度	総額	備考
件数	909件	-	工事期間が複数年度にわたる対象事業も多いため、16年度分と総額を表示(、の数値は、総額ベースでの効果)。対象事業費は、投融資によりその推進を支援したプロジェクトの事業費。
投融資額	1兆2千億円	3兆6千億円	
対象事業費	5兆5千億円	11兆円	

対象事業の政策効果

16年度事前評価対象からは、当行が重点的に支援すべき「地域再生支援」、「環境対策・生活基盤」、「技術・経済活力創造」の3つの分野において、広範な効果が見込まれている。



(政策効果把握の新たな試み)

当行のように、投融资案件ごとの個別性が強い場合、年間の政策金融業務による政策効果を定量化して網羅的に集計することは不可能だが、その一部として、雇用機会確保に伴う効果および売上増に伴う付加価値増について試算を行っている。

雇用効果：2兆5千億円(対象事業により雇用機会確保10.7万人が融資期間に亘り継続した場合)

付加価値：2兆6千億円(対象事業による増収効果1.3兆円が融資期間に亘り継続した場合)

また、一部の投融资制度を適用した事業のみが対象となるが、非化石燃料電源(新エネルギーや原子力)の整備にかかる投融资制度を適用した事業によるCO₂排出量の削減効果についても試算を行った。

総削減CO₂量：385百万t(石炭火力から非化石燃料電源に転換され、効果が融資期間に亘り継続したと仮定)

投融资の役割

- ・対象事業の円滑な遂行を誘導・促進するために、当行の投融资が果たすべき役割を8つの補完機能に類型化し、個々の投融资案件について把握を行っている(以下の%表示は16年度事前評価対象909件に占める件数ベースの構成比。複数回答可)

(金融市場の機能の補完)

- ・長期、メザニン、債権流動化等、金融市場に何らかの制約がある場合や、市場参加者の層に厚みが足りないなど未成熟な場合、リスク評価が困難な事業の遂行にあたり必要な質・量のリスクマネーを確保することが難しいことも多い。「金融市場の機能の補完」とは、こうした場合に当行が必要なリスクを引き受けることでプロジェクトの円滑な遂行を支援する機能である。

期間補完	55%	投資回収に長期を要する事業への長期・固定資金の供給
事業リスク補完	35%	リスクの高いもしくは定量的把握が困難な事業への資金供給
安定資金性	31%	長期にわたる計画的投資を行う事業等への安定的な資金供給
緊急時対応	1%	緊急時における十分な資金供給

(情報機能の活用)

- ・適正なリスク評価のための審査、先進的金融手法を活用したソリューションの提供、事業形成支援等は、いずれも広い意味での情報生産であり、このような「情報」は公共財的な性格を有するとともに利害関係に基づく信頼性の問題から、リスク評価が困難な事業の遂行に必要であっても、十分に生産されない、もしくは流通しないことが多い。「情報機能の活用」とは、公共的な動機を持ち官民双方のあらゆる関係者から中立的なポジションにある当行が情報生産を行うことにより、プロジェクトの円滑な遂行を支援する機能である。

信用リスク評価	13%	当行の審査機能の活用による適切な信用リスク評価
先進的金融手法の活用	11%	当行が先行的に蓄積した新しい金融手法の活用によるリスクの適切なコントロール
事業形成支援	6%	ノウハウを有する公的機関としての事業形成への知的支援
情報発信	6%	審査を通じた対応策やその他調査情報の提供

(2)事後評価

- ・過去に個別案件事前評価を実施した投融資案件のうち、原則として平成16年度が完成後2年目に該当する案件を対象として、対象事業の政策性(投融資の対象事業がもたらす政策効果)、投融資の役割(対象事業の実施に際し、当行の投融資が果たした役割)について当初見込んだ成果が得られたか否かを事後的に検証し、3段階にて評価した。

	対 象	備 考
件 数	683件	対象とした案件は、現行の政策金融評価システムが導入された平成12年度以降に投融資を実行し、14年度に対象事業が完成、16年度が完成後2年目に該当する案件である。ただし、完成後2年目を迎える前に完済となったアーリーDIP等は2年目を待たずに事後評価を実施している。
投 融 資 額	1兆4千億円	
対象事業費	4兆2千億円	

3段階評価の結果(683件に占める割合)

				合計
投融資制度に基づく政策効果	7%	86%	7%	100%
経済社会的効果	7%	87%	6%	100%
投融資の役割	7%	89%	4%	100%

なお、3段階評価の基準は次の通り。

- ： 評価の基準を満たす案件のうち、特に絶対基準の観点から、政策効果が顕著であった / 投融資の役割が特に重要であったと認められるもの
- ： 事前評価において見込まれた政策効果 / 本行投融資の役割が概ね想定通り発揮されたもの
- ： 政策効果 / 投融資の役割が、事前評価との対比において、満足な成果をあげていないもの

4. 投融資制度評価

個別案件評価から得られた情報等に基づき、当行の全投融資制度について、個別制度毎に評価。

評価の視点

- ・政策目的の妥当性(投融資制度の前提となる政策目的が引き続き存在するか)、政策金融の必要性(引き続き政策金融による関与が必要か)、投融資制度の有効性(当初想定された政策目的の達成に、投融資制度が有効に機能しているか)の視点から評価を行い、企画立案に反映すべき事項を明確化。

評価結果

- ・細分化した投融資制度(110事業)毎に評価結果を類型化した結果を集計。

(政策目的の妥当性)

10事業において政策の重要性・緊急性が高まっており、1事業で政策の重点が変化しているが、他の99事業では政策の重要性・緊急性が継続している。

	政策の重要性・緊急性が高まっている	政策の重要性・緊急性が継続している	政策の重点が変化している	政策の方向性が転換、あるいは目的が達成された	合計
該当事業数	10	99	1	0	110

(政策金融の必要性)

5事業において政策金融による関与の必要性が高まっており、1事業で関与の必要性が減少あるいは関与を要する対象が変化しているが、他の104事業では関与の必要性が継続している。

	政策金融による関与の必要性が高まっている	関与の必要性が継続している	関与の必要性が減少あるいは関与を要する対象が変化している	関与の必要性が認められない	合計
該当事業数	5	104	1	0	110

(投融資制度の有効性)

2事業において投融資制度が有効には機能しておらず、12事業についても十分有効には機能していないが、他の96事業では有効に機能している。

	有効に機能	十分有効には機能していない	有効に機能していない	合計
該当事業数	96	12	2	110

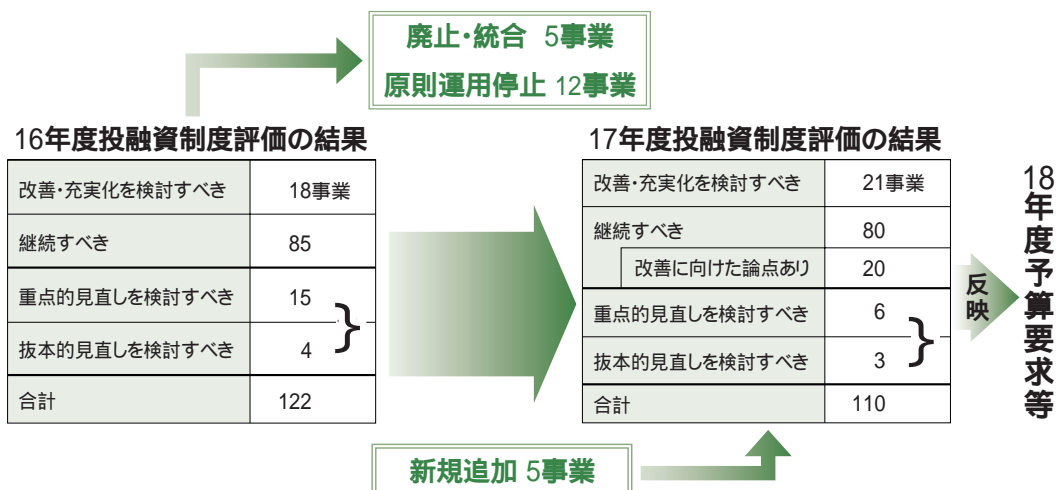
(企画立案への反映を検討すべき事項)

政策目的の実現に向けて投融資制度が有効に機能するよう、21事業で要件や運用の改善・充実化の検討が必要。また、6事業で要件や運用の重点的見直しの検討が必要であり、3事業については、投融資制度の抜本的見直しが必要。残りの80事業は投融資制度の継続が適当であるが、うち20事業については制度の不断の改善に資する論点を抽出。

	投融資制度の要件や運用の改善あるいは充実化を検討すべき	投融資制度の継続が適当	うち継続が適当だが改善に向けた論点あり	投融資制度の要件や運用の重点的見直しを検討すべき	投融資制度を抜本的に見直すことを検討すべき	合計
該当事業数	21	80	20	6	3	110

評価結果の制度の改善への反映

- ・ 投融資制度評価結果は、企画立案への反映を検討すべき事項として抽出され、最終的に予算要求等を通じて制度の改善に反映される。
- ・ 16年度に行われた投融資制度評価では、19事業について何らかの見直しを検討すべきとの評価が下され、17年度予算要求等を経て、結果的に5事業が廃止・統合、12事業が原則運用停止された。
- ・ 17年度に行われた投融資制度評価では、9事業について何らかの見直しを検討すべきとの評価が下された一方、21事業については改善・充実化を検討すべきとの評価となり、18年度予算要求等に反映された。



5. プロジェクト評価(特定案件・業務分野等の詳細評価)

平成16年度から17年度にかけてベンチャー企業融資業務の評価を実施。15年度のM&Aアドバイザー業務の評価に続く特定業務分野に関する評価である。

(プロジェクト評価の概要)

- ・ 一般には融資による資金供給は馴染まないという印象の強いベンチャー企業ファイナンスについて、融資による資金供給の必要性と当行が関与する意義を理論的に整理した。
- ・ 事後評価実施済み案件の財務データによる追跡調査を行い、現行の個別案件評価制度において、概ね政策効果の適切な把握が行うことが出来ていることを確認した。
- ・ ベンチャー企業融資にかかる個別案件評価の一層の改善に向けた論点を抽出し、評価フローにフィードバックした。

(注)平成17年度政策金融評価報告書の全文は当行ホームページからダウンロードできます。

<http://www.dbj.go.jp/japanese/about/estimate/h17.html>

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成18年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)における投融資指針を以下のとおり定める。

【第1】総則

1. 貸付け等の基本方針

当行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、当行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向(社債市場および民間金融機関貸出金利等)を勘案して、次の区分に従い、当行がこれを定める。

(1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

(2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

(3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する当行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

(1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内で、民間金融機関との協調融資を行うものとする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とし、長期資金の調達力の高い企業(社債格付けがダブルA又はシングルAの企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として40%以内とする。(注)

(注)但し、民間金融機関等の要請がある場合や、公共性が特に高い場合等については、例外的に融資比率の弾力的な運用を可能とする。

(2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に取り扱うこととする。

5. 出資

(1) 出資の対象事業

政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には個別制度毎に記載する。

その他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。

政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。

民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。

当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

(2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

大項目	中項目	小項目	細項目
地域再生支援	地域経済振興	地域経済振興	地域経済振興
	地域社会基盤整備	地域社会基盤整備	地域社会基盤整備
	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備
環境対策・生活基盤	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	地球環境対策
			環境配慮型社会形成促進
	生活基盤	資源開発・供給機能整備	
		原子力開発	
		防災対策	
		福祉・高齢化対策	
技術・経済活力創造	先端技術・経済活性化	先端技術・経済活性化	先端技術・経済活性化
			新技術開発等
	経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	経済社会基盤整備

(その他) 地域再生低利融資
社会資本整備促進融資(経過措置)

投融資制度について

地域再生支援

地域経済振興

	項 目	対 象 事 業	政 策 目 的
		地域経済振興事業	基盤的技術産業集積の活性化、産業施設の立地促進、都市施設・宿泊施設の整備、寒冷地の気候に対応した技術や地域資源を活用した事業の創出、寒冷地における交流施設の整備、企業立地の促進、大規模基地関連施設の整備、地域毎の特性を活用・伸長する事業の実施、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みとして、各地方公共団体が作成し、地域再生本部の認定を受けた地域再生計画に合致する事業の支援、景観・歴史的建造物の整備、駐車場等の道路関連施設の整備等により、地域産業・地域経済の振興・活性化、都市機能や地域開発の向上・促進、特定地域への過度の集中の是正、寒冷地の産業活動の活性化、地域における雇用機会の確保・増大、地域の自立的かつ特色ある発展、地域の活力の再生等を図ることを目的とする。
地域経済振興	地域経済振興		

地域社会基盤整備

	項 目	対 象 事 業	政 策 目 的
		地域社会基盤整備事業	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の整備、地域冷暖房施設の整備、地域の情報化の推進により、効率的かつ効果的な社会資本の整備・活用による国民経済の健全な発展への寄与、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の高度化、防災性能の向上、質の高い都市・生活環境の整備、地域住民の交通基盤の整備と快適かつ安全な輸送の確保、地域特性にあった高効率熱利用の促進による環境負荷の低減等を図ることを目的とする。
地域社会基盤整備	地域社会基盤整備		

広域ネットワーク整備

	項 目	対 象 事 業	政 策 目 的
		広域ネットワーク整備事業	大都市圏並びに都市間交通における国民の生活基盤である鉄軌道事業の整備、航空輸送の拠点となる空港施設の整備や航空機の安全運航整備に資する事業の促進、物流拠点の確保及び物流機能の高度化、外航海運事業の基盤整備、情報通信インフラの整備、放送デジタル化の推進、高度な情報システムの開発・導入の促進等により、快適かつ安全な鉄道・航空輸送等による基幹交通網の整備、物流に係るサービスの向上及びコストの削減、貿易物資の安定的な供給の確保、食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給、高度情報通信ネットワーク社会の形成、高度情報化社会の構築等を図ることを目的とする。
広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備		

環境対策・生活基盤

環境・エネルギー・防災・福祉対策

	項 目	対 象 事 業	政 策 目 的
環境対策	地球環境対策	地球環境対策事業	地球温暖化対策の促進に向け、省エネルギー対策の推進事業、新エネルギー・自然エネルギー開発、環境対策を講じた建築物の整備、面・ネットワーク対策による省CO ₂ 対策事業、液化ガス発電の高効率化ならびに天然ガス導入の促進、オゾン層保護対策及び温室効果ガスの排出抑制に資する事業の推進、京都メカニズムの活用等により、地球環境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全、環境負荷低減型エネルギー供給構造の構築等を図ることを目的とする。
	環境配慮型社会形成促進	環境配慮型社会形成促進事業	既存ストックの有効活用、廃棄物の発生抑制、使用済み製品の再使用・再資源化、廃棄物の適正な処理、公害防止に資する事業を促進することにより、循環型社会の形成、環境負荷の低減、生活環境の整備を図ることを目的とする。
		環境配慮型経営促進事業	企業の環境に配慮した取り組みの支援、化学物質の自主的な管理改善、環境面に配慮した石油の生産・供給機能の整備を促進することにより、環境配慮型の産業基盤整備及び環境保全を図ることを目的とする。
生活基盤	資源開発・供給機能整備	資源開発・供給機能整備	我が国の自主的資源開発、石油等の備蓄の機能整備を促進することにより、エネルギーの安定供給等を図ることを目的とする。
	原子力開発	原子力開発	原子力発電及び核燃料サイクル事業の促進により、経済成長、エネルギー・セキュリティの確保、地球温暖化対策等の環境保全を図ることを目的とする。
	防災対策	防災対策	建築物やライフライン等に対して防災対策等を施すことにより、災害に強い都市の形成を図るとともに、企業の防災力の強化を促進することを目的とする。
	福祉・高齢化対策	福祉・高齢化対策	高齢者・身体障害者による一般社会生活への参加を容易にすることにより、国民福祉の向上を図ることを目的とする。

技術・経済活力創造

先端技術・経済活性化

項目	対象事業	政策目的
先端技術・経済活性化	経済社会的有用事業 資金調達円滑化支援等	金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、リスクコントロールの新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援、円滑な金融アレンジメントの実施を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
	新産業創出・活性化事業	ベンチャー企業・中堅企業等の行う事業及び知的財産やコンテンツの有効活用を支援する事業を促進することにより、我が国新産業の創出・活性化の推進、良質な雇用の確保、経済活力の維持を図ることを目的とする。
	新技術開発等	民間企業の研究開発・技術開発活動を活発化させることにより、我が国の科学技術の進歩及び経済活力の維持向上を図ることを目的とする。

経済社会基盤整備

項目	対象事業	政策目的
経済社会基盤整備	事業再生支援事業	司法プロセス、私的整理を通じて、経済社会的に有用な事業の再生を支援することにより、経済の持続的な発展を図ることを目的とする。
	安全対策支援等	喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業、原油価格高騰対策に資する事業、セキュリティ対策事業、製品に対する信用向上システムの整備、災害等の発生時における事業継続資金の供給を行うことにより、国民生活の安全性の向上や我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
	経済構造改革支援事業	規制緩和分野における新規参入の促進、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入の支援、外国企業や外資系企業の対日直接投資を促進することにより、規制緩和効果(消費者の選択機会の増大、雇用の確保、競争原理の導入等による企業活動の効率化等)の増大、我が国産業の活力の再生及び事業者側の新陳代謝の活発化による経済構造改革の加速化、良好な対外経済関係の形成等、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

社会資本整備促進

特別会計の見直しに対応し、経過措置として、日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用し、社会資本の整備促進と地域の活性化に寄与する公共性の高い事業に対し、無利子または低利で融資を行っており、主なものは以下のとおりです。

テレピア事業(テレピア指定地域におけるCATV施設など)
民間資金活用型社会資本整備促進事業(PFI法に則って建設される公共施設など) など

出資

政策性、公共性の高い事業を対象とし、出資を行っており、主なものは以下の通りです。

地域経済振興事業(地域競争力強化支援、地域金融機能高度化、地域再生計画に基づく事業)
地域社会基盤整備事業(中心市街地活性化、鉄軌道整備促進、地方空港ターミナル施設整備)
地球環境対策事業(新エネルギー・自然エネルギー開発)
防災対策(防災対応促進事業) など

また、投融資指針に規定される対象事業に必要な資金の出資等を行う事業(ファンド等)に対し、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

事業再生・産業再生ファンド
都市再生ファンド
ベンチャーファンド など

債務保証・クレジットデリバティブ取引等

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しています。また、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO(ローン担保証券)への取り組み(債務負担)を行っています。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抜粋）

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抜粋）

（趣旨及び基本方針）

第四条 政策金融改革は、次に掲げる基本方針に基づき、平成二十年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行をいう。以下同じ。）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関（以下「新政策金融機関」という。）に担わせることにより行われるものとする。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能については、現行政策金融機関の政策金融の機能から分離して独立行政法人国際協力機構に担わせるものとし、沖縄振興開発金融公庫については、第十一条の定めるところによる。

一～三 略

四 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関及び第六条第一項に規定する機関その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備するものとする。

（中略）

（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方）

第六条 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成二十年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3 政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（中略）

（留意事項）

第十三条 政府は、第五条から前条までの規定による措置

を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させること。
- 二 現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

（以下略）

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に対する附帯決議（平成18年4月19日 衆議院行政改革に関する特別委員会決議：抜粋）

- 一 日本政策投資銀行について、完全民営化後も、地域経済活性化への貢献を含め、出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その信頼性等を活かし、財務基盤や移行期の制度的措置等の円滑かつ多様な資金調達基盤を確立するよう措置すること。

（中略）

- 一 危機対応体制については、新政策金融機関における機動的な対応及び完全民営化機関の機能やノウハウの積極的な活用により、迅速かつ弾力的な発動ができるように構築すること。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に対する附帯決議（平成18年5月25日 参議院行政改革に関する特別委員会決議：抜粋）

- 六、日本政策投資銀行について、完全民営化後も地域再生等の分野で出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その信用力を維持し、安定性のある株主構成とすること等によりその信頼性等を活かし、企業価値を最大化するよう、財政基盤や円滑かつ多様な資金調達基盤の確立等を含め、所要の制度的措置等を講ずること。
- 七、内外の金融秩序の混乱、大規模な災害等に対処するために必要な金融については、新政策金融機関の機動的な対応を可能とするとともに、完全民営化後の機関も引き続き積極的な役割を担えるよう制度上明確にし、万全を期すこと。

基本的考え方

「官から民へ」の観点から、民業補完に徹し、政策金融として必要な機能に限定し、これを残した上で、政策金融機関を再編し、政策金融の貸付残高の対GDP比を半減するとともに、民間金融機関も活用した危機対応体制を整備し、効率的な政策金融機関経営を追求する、との基本原則に基づき、以下のとおり制度設計をとりまとめ、関連法案の作成作業を開始することとする。

(中略)

【日本政策投資銀行関係】

1. 完全民営化時点における機関の在り方

(1) 新機関のイメージ

- ・これまで政策金融機関として培ってきた中立性、信頼性、公平性等を活かし、事業活動や地域経済において高度化・多様化する金融サービスへのニーズに幅広く応えられる民間金融機関となる。
- ・事業評価の能力や地域との連携等の経営資源を活かして中長期の投融資機能(出資及び融資が一体となった新金融技術開発やリスクマネー供給)を提供することを事業の目的とする。

(2) 業務及び組織の在り方

- ・会社法上の株式会社として、銀行法等の一般の金融関係法令を適用し、これに基づき業務を行う。移行期に係る特別の法律は廃止する。政府は行政改革推進法に基づき政府保有株式が全部処分された後、直ちにそのための措置を講ずることとし、その旨を当該特別の法律の案文に規定する。
- ・具体的な業態については、移行期における業務運営を踏まえ、金融関係法令の枠組みの中で、グループ形態等も含め、投融資一体となった金融機能の担い手として最も適合した業態を選択する。

資金運用の在り方

- ・地域再生、事業再生等の新金融技術を活用した業務を展開する。
- ・資金調達基盤の確立等によりインフラ等への中長期の投融資を提供できるよう必要な体制を整備する。

資金調達の在り方

- ・債券を中心に中長期の資金調達基盤を確立する。この外、他の金融機関等からの借入に加え、大口預金による調達を行うなど、安定的、効率的かつ多様な資金調達基盤を確立する。

2. 移行期(平成20年度の新体制移行から完全民営化まで)の在り方

(1) 完全民営化のプロセス

- ・政府は、日本政策投資銀行法を廃止し、政府のみが株式を保有する特殊会社を発足させる。発足時期は平成20年10月とする。
- ・新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるように、政府は、財務基盤や資金調達に係る措置を講ずる。
- ・主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間金融機関とのイコールフットイングや財政措置に係る公益性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与の縮小を図る。
- ・政府は、中長期の投融資機能を提供する金融機関としての事業基盤を確立するため、新機関の株式の処分方法について十分配慮する。

(2) 移行期における業務の在り方

- ・業務等については、中長期の投融資一体となった金融機能の根幹を維持できるように、資金運用については短期貸付や出資等も含めて、資金調達については預金の受入れや金融債の発行等も含めて規定する。
- ・預金業務を開始する際には預金保険機構に加入し、それと併せて金融当局による検査及び監督を実施する。
- ・国の政策上真に必要な場合には、他の民間金融機関とのイコールフットイングに配慮しつつ新機関を活用する。

(3) 移行措置

- ・中長期の投融資機能を引き続き適切に提供するため、適正な自己資本を確保する。
- ・資金の大宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入れを認める。

3. 平成20年度の新体制移行までの準備の在り方

- ・日本政策投資銀行を政策に活用している場合においては、平成20年度以降の取扱いについて利用者の事情等にも配慮しつつ検討する。特に、法令でその活用が規定されている場合には、必要な見直しを行う。
- ・新体制への移行を円滑に進めるため、他の民間金融機関からの長期借入れ等の業務を可能とする。

(中略)

【両機関に共通する事項】

1. 移行期における事項

- ・ 政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成20年度の新体制移行のおおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分するものとする。
- ・ 完全民営化のプロセスについて、「行政減量・効率化有識者会議」による評価・検証を行う。新機関のビジネスモデルの妥当性、民間金融機関とのイコールフットイング、財政措置に係る公益性確保の観点から、専門的な検証が可能となるよう体制を整備する。
- ・ 円滑な移行が可能となるよう、民間のノウハウを活用できるような経営体制を確立する。経営責任者については、新政策金融機関と同様に、必要と認められる識見及び能力を有する者のうちから適材適所で選任されるものとし、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されないよう十分に配慮する。

2. 準備期における事項

- ・ 新体制移行後の経営や財務のあり方について、引き続き検討するとともに、システムをはじめ体制の整備を進める。
- ・ 政府は、銀行社債と金融債の商品性について検討する。

（中略）

・ 危機対応関係について

1. 危機対応の在り方

- ・ 政府は、危機に関する必要な金融が円滑に講じられるよう、政策としての機動性や実効性の確保を基本的視点として、体制を整備する。
- ・ 新政策金融機関は、危機対応体制の中核として、現行政策金融機関から承継する業務について、迅速かつ柔軟に対応する。
- ・ 今回政策金融機能の限定により政策金融として対応できなくなった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なものについて、政府は、完全民営化機関をはじめ希望する民間金融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう、措置を講ずる。
- ・ 危機対応に当たっては、その発動の要件や危機の状況に応じた措置の内容の明確化を図るとともに、政策コストの最小化等に配慮する。
- ・ 完全民営化機関を含む民間金融機関の活用に当たっては、イコールフットイングの確保やモラルハザードの防止にも留意する。

2. 危機対応における関係金融機関の役割

(1) 関係金融機関の役割分担

新政策金融機関の役割

- ・ 危機の発生に即応して、新政策金融機関は、融資条件の緩和等の必要な措置を迅速かつ円滑に実施する。
- ・ また、危機対応の開始の決定に伴い、新政策金融機関は、現行政策金融機関からの承継業務の範囲内で、融資枠の拡大等による積極的な対応を行う。

指定金融機関の役割

- ・ 政府は、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等の危機に関する必要な金融業務（「危機対応業務」）を的確に実施できる民間金融機関を、その自主的な申請に基づき予め指定することとする。
- ・ 危機対応の開始の決定に伴い、指定金融機関は、政府の適切な指導・監督の下、危機対応業務を実施する。政府は指定金融機関に対する指導・監督を行うにあたっては、民間金融機関のリスク管理に基づく経営判断を極力尊重するものとする。
- ・ 完全民営化機関については、その政策金融機関として培った経営資源等を有効活用する観点から、移行期においては、指定金融機関とみなすものとする。完全民営化後も原則として指定金融機関であることを継続するものとする。

その他

- ・ 政府は、中小企業等の信用保証制度や地方公共団体が設けている制度融資との連絡・調整を行い、一体的な対応を促進する。
- ・ 政府・日本銀行は、一体となって迅速かつ的確に対応する。

(2) 指定金融機関に対するリスク補完等の在り方

- ・ 政府は、指定金融機関の危機対応業務の実施に際して、必要なリスク補完や資金供給等の措置を講じて、その経営の健全性に悪影響を生じないようにする。
- ・ 新政策金融機関は、政府の決定に従い、指定金融機関に対して、部分保証等のリスク補完や低利貸付等の資金供給などの業務を行うことができることとする。このため新政策金融機関と指定金融機関は協定を締結することとする。
- ・ 政府は、新政策金融機関に対して、当該業務の円滑な実施に必要な政策上の措置を講ずるものとする。

3. 危機対応に係る手続等

- ・ 政府は、危機の状況に応じ、新政策金融機関及び完全民営化機関を含めた民間金融機関がそれぞれの特性を踏まえて講ずべき対応の内容や所要の政策上の措置を決定する。
- ・ 政府は、機動的な対応を実現するため、危機対応の開始等について、迅速な意思決定を図るものとする。
- ・ 政府は、新政策金融機関及び指定金融機関の行う危機対応に関する重要事項の検討のため、内閣総理大臣を長とし、関係大臣等が参画する閣僚会議を開催することができることとする。

共通の留意事項

(1) 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価

- ・ 第三者による資産・負債の評価を厳正かつ詳細に行う。円滑な業務の遂行に支障がない財務基盤の確保等必要な措置を講ずる。

(2) 経過措置

- ・ 新体制移行に伴う経費を最小限にすることとし、根抵当権の移転登記の扱いについて検討を行うなど円滑な移行のため必要な措置を講ずる。
- ・ 現行政策金融機関の貸付等の業務の利用者及び債券の所有者の利益が不当に侵害されないよう、必要な経過措置を講ずることとし、そのために法律上の措置等を講ずる。

(3) その他

- ・ 新体制への移行は、利用者に悪影響を及ぼすことがないよう、年度末等の繁忙期や決算期を避け、平成20年10月とする。
- ・ 本制度設計に基づく、具体的な立法作業については、関連法律が非常に多く、立法に遺漏なきを期すため、所要の体制を速やかに確保した上で、鋭意、作業を進めるものとし、遅くとも次期通常国会に提出する。
- ・ 既に各機関においても、新体制移行に向けて移行準備室等の検討体制が構築され、協力して作業が開始されたところであるが、行政改革推進本部事務局等との連携を強化し、鋭意、作業を進めることが必要である。

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定:抜粋、以下「本重要方針」という。)

(前文省略)また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案(仮称)」を策定し、平成18年通常国会に提出する。

1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針(平成17年11月29日経済財政諮問会議)及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について(平成17年11月29日)」に基づき、以下のように、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

(1)基本原則

- ア 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退
 - 中小零細企業・個人の資金調達支援
 - 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融円借款(政策金融機能と援助機能を併せ持つ)
- イ「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減
 - 貸出残高対GDP比半減を平成20年度中に実現する
 - 新たな財政負担を行わない
 - 市場化テスト、評価・監視機関の設置により再編後も継続的な縮小努力を行う
 - 民営化する機関は完全民営化を目指す
- ウ 民間金融機関も活用した危機(金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等)対応体制を整備
- エ 効率的な政策金融機関経営を追求
 - 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
 - 政策金融機関のトップマネジメントへの天下りの速やかな廃止
 - 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

(2)政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、(イ)政策金融から撤退するもの、(ロ)政策金融として必要であり残すもの、(ハ)当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

ア 日本政策投資銀行分野

大企業、中堅企業向け融資であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、民間市場から貸付けのみならず、社債や株式等様々な形態で資金の取り入れが可能であり、政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する。(イ)

イ 以下省略

(3)新組織の在り方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

ア 政策金融から撤退する機能に係る組織

現行日本政策投資銀行

(ア)新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能がそろっていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。

(イ)自立のために最低限の移行措置を講ずる。

以下省略

(注)日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね5年から7年を目途とする。

イ 省略

ウ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等

～ 省略

民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。その際、危機発生時に政策金融機能を迅速に拡充し、民営化された会社を含め関係金融機関に対してセーフティネットの一時的拡充を行わせることができるよう、所要の手续・基準を設定するとともに、内閣総理大臣主導の政治的決断を迅速に実行する仕組みを整

備すべく、所要の検討を行う。

省略

(4) その他留意事項

ア 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な計画(デューデリ)を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。

イ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

ウ 以下省略

(5) 新組織移行への工程等

ア 政策金融改革推進本部(平成17年12月9日閣議決定。以下「本部」という。)において、政策金融改革を進める。

イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案(仮称)」の成立後速やかに本部で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案(仮称)」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。

ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

エ 本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。

私たちは、日本政策投資銀行法に明記された「経済社会の持続的発展」への寄与という使命にもとづき、国連環境計画(UNEP)金融機関声明にもとづき、次の業務活動を通じて、環境に配慮した経済社会の形成に貢献します。

1. 投融資業務を通じた環境対策の推進

政策金融機関として、我が国の環境政策を踏まえ、環境対策事業を支援します。

循環型社会形成や地球環境対策等を促進するプロジェクトへの長期資金の供給
個別案件や投融資制度の評価にもとづく、投融資業務の継続的・質的改善
投融資業務にともない発生する環境面でのリスクの評価

2. 環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

知的貢献や情報受発信などの「ナレッジバンク」機能の発揮により、環境意識の向上や課題解決に貢献します。

環境問題についての継続的な調査研究、幅広い提言
我が国の環境への取り組みの紹介等を通じた国際協力の展開
環境方針を含めた私たちの環境への取り組みについての情報受発信

3. オフィスにおける環境配慮活動の推進

業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境法規制を遵守し、環境に配慮した活動を推進します。

省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進
環境汚染の予防

以上について、目標の達成、継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを推進するとともに、本行で働くまたは本行のために働くすべての人に環境方針を周知し、環境意識の向上に努めます。

平成17年4月28日
日本政策投資銀行

総裁 小村 武

当行は、お取引先さま等からお預かりした個人に関する情報を、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律を遵守の上、以下の通り取扱います。

なお、当行の保有する個人情報の取扱いについてのご意見、苦情等につきましては、日本政策投資銀行個人情報保護窓口までお願い致します。

1. 個人情報を利用する目的

当行は、日本政策投資銀行法に定められた業務を確実にを行うために、お取引先さま等から必要な情報をお預かりし、利用させていただきます。

2. 利用目的による制限

当行がお取引先さま等からお預かりした個人情報は、上記の目的以外には使用いたしません。なお、具体的な利用目的については、当行ホームページ上で公表し、それ以外の利用目的につきましては、それぞれ取得する際に明示いたします。

3. 適正な取得

当行は、お取引先さま等から個人情報をお預かりする場合には、虚偽の目的を伝えたり不正な方法で取得したりすることはありません。

4. 個人情報の内容の管理

当行は、お取引先さま等の個人情報の正確性を確保するよう務め、お取引先さま等にもご協力をお願いしております。

5. 個人情報の安全管理

当行は、お預かりしているお取引先さま等の個人情報が漏洩することがないように、安全管理を講じており、今後も継続的に改善措置を講じてまいります。そのためにお取引先さま等の個人情報を扱う当行役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては守秘義務契約を締結するなど、厳格な取扱いに務めております。

6. 第三者への情報提供

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報については、ご本人さまの同意がある場合や同意が推定できる場合を除いて外部に提供いたしません。ただし、法令等で定められている場合やご本人さまご自身や公共の利益のために必要な場合には提供することがあります。

7. 個人情報の開示

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報について、ご本人さまからその開示請求があった場合には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定められた手続を実施いたします。

8. 個人情報の訂正、利用停止

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報のうち法律に定められた手続により開示したものについて、ご本人さまから訂正や利用停止のご依頼があった場合には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定められた手続を実施いたします。



大川 澄人

小村 武

山口 公生

総 裁 小村 武

副総裁 山口 公生

副総裁 大川 澄人

理 事 荒木 幹夫

理 事 乾 文男

理 事 多賀 啓二

理 事 深谷 憲一

理 事 堀之内 博一

理 事 長岡 久人

理 事 越智 久男

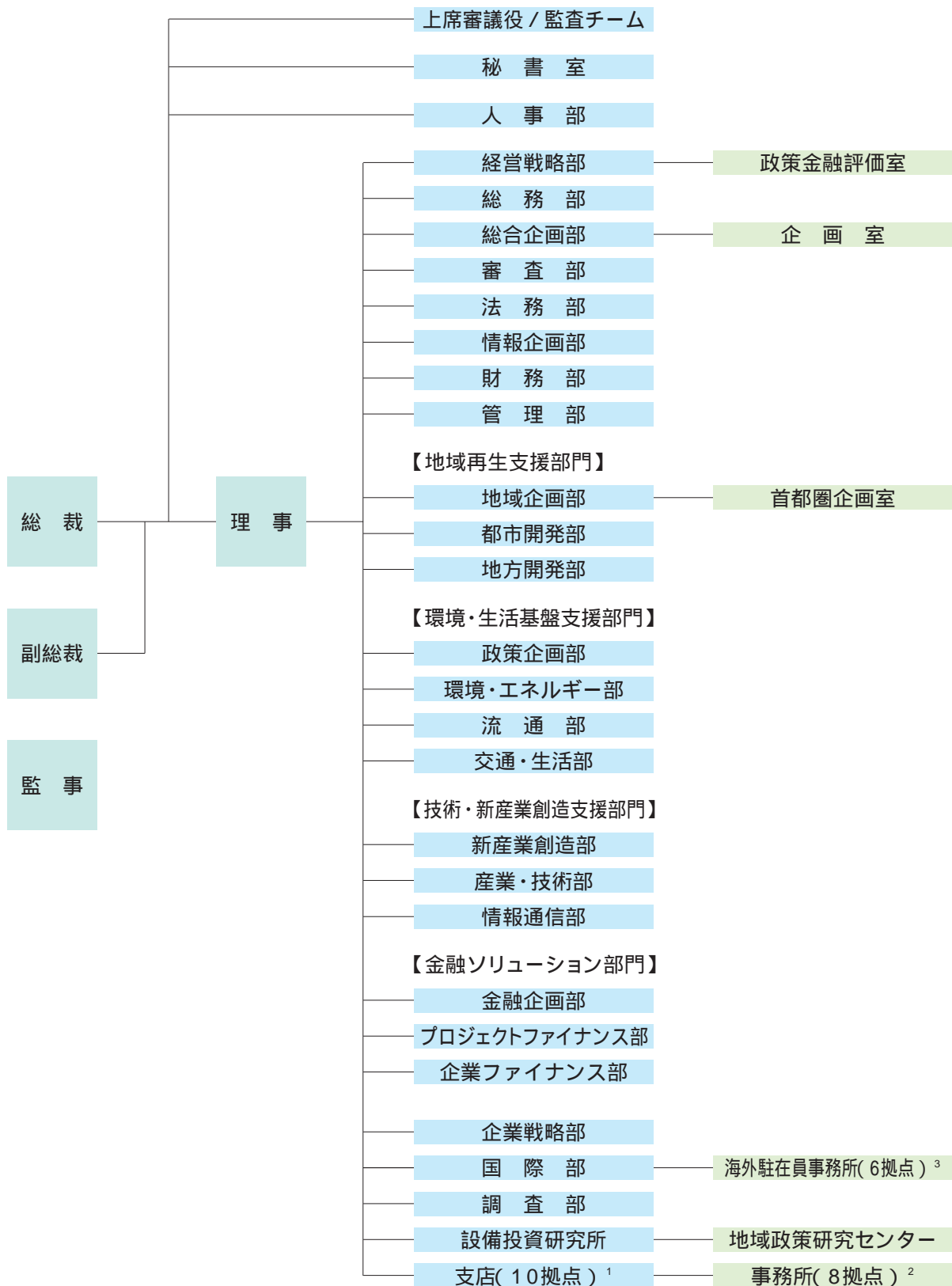
理 事 大井 篤

理 事 星 弘行

理 事 堀内 昭義

監 事 井上 毅

監 事 緒形 秀樹



支店(10支店・8事務所)

1. 支 店 : 北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州

2. 事務所 : 函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

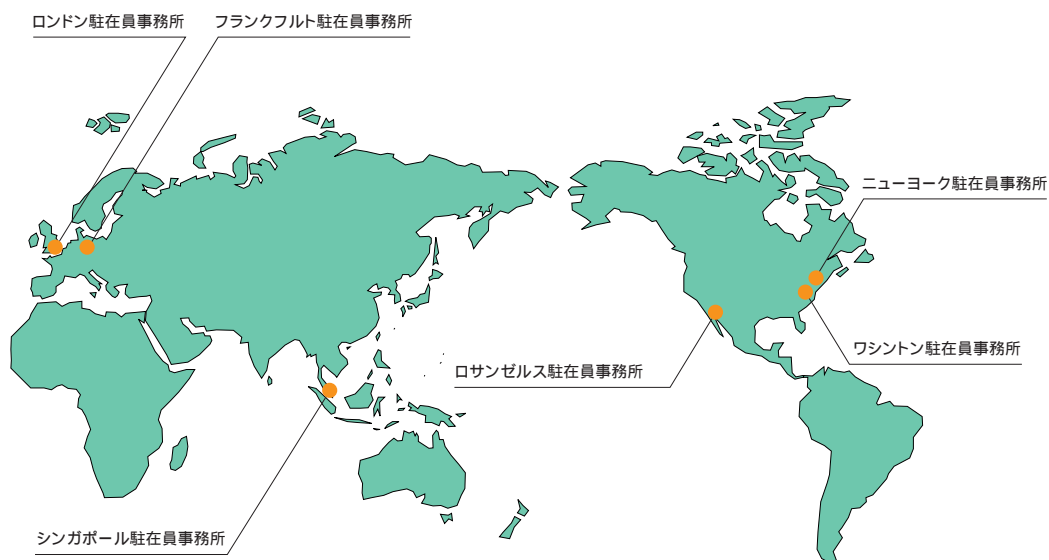
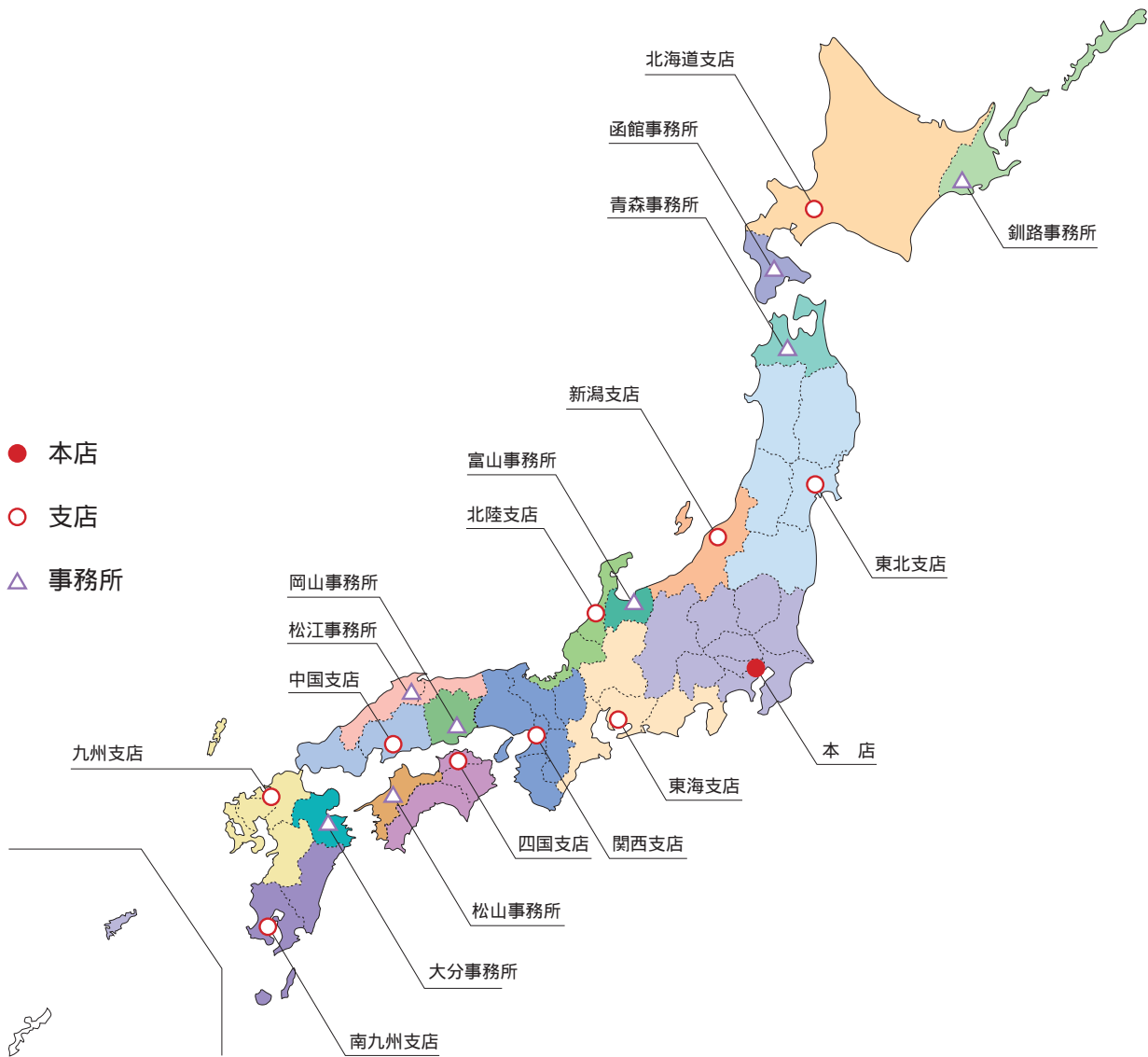
3. 海外駐在員(6カ所)

ワシントン、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポール

沿革

年	月	事 項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和27年		日本開発銀行、大阪(現関西)、札幌、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和33年	4月	日本開発銀行、ワシントン駐在員事務所を開設
昭和35年		日本開発銀行、高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年		日本開発銀行、広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和36年	10月	日本開発銀行、外貨債券発行開始
昭和37年	4月	日本開発銀行、ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年		日本開発銀行、鹿児島(現南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(資本金規定の整備等)
昭和39年	7月	日本開発銀行、ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年	1月	北海道東北開発公庫、新潟事務所を開設(平成元年7月に支店に昇格)
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正 1)目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2)大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和50年	10月	日本開発銀行、フランクフルト駐在員事務所を開設
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1)研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2)研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	日本開発銀行、NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(無利子貸付規定の整備等)
平成元年		日本開発銀行、大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設
平成元年	10月	北海道東北開発公庫、函館、青森の各事務所を開設
平成3年	4月	日本開発銀行法を改正 1)譲渡方式事業の対象拡大 2)ユーロ円債の発行 3)NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(社会資本整備促進低利融資規定の整備等)
平成3年	10月	日本開発銀行、ロサンゼルス駐在員事務所を開設
平成4年	12月	日本開発銀行法を改正(政府の追加出資についての規定の整備)
平成7年	2月	日本開発銀行、震災復旧融資開始
平成8年	8月	北海道東北開発公庫、代理貸付制度導入
平成9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成9年	12月	日本開発銀行・北海道東北開発公庫、金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加 3)公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ 旧日本開発銀行札幌支店と旧北海道東北開発公庫北海道支店の統合により北海道支店開設 旧日本開発銀行鹿児島事務所が南九州支店に昇格 釧路事務所を開設 シンガポール駐在員事務所を開設
平成13年	9月	財投機関債発行開始
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を一部改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
平成17年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定(一体として民営化することなどが決定される)
平成18年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立
平成18年	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定

本支店・事務所等 所在地



本店 東京

〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番1号
☎03-3244-1900(総務部)



北海道支店 札幌

〒060-0003
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
(日本生命札幌ビル)
☎011-241-4111(代表)



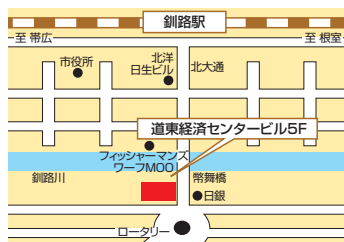
函館事務所 函館

〒040-0063
函館市若松町14番10号
(函館ツインタワー)
☎0138-26-4511(代表)



釧路事務所 釧路

〒085-0847
釧路市大町1丁目1番1号
(道東経済センタービル)
☎0154-42-3789(代表)



東北支店 仙台

〒980-0811
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号
(NOF仙台青葉通りビル)
☎022-227-8181(代表)



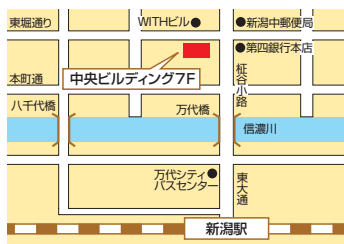
青森事務所 青森

〒030-0822
青森市中央1丁目22番8号
(青森第一生命ビル)
☎017-773-0911(代表)



新潟支店 新潟

〒951-8066
新潟市東堀前通六番町1058番地1
(中央ビルディング)
☎025-229-0711(代表)



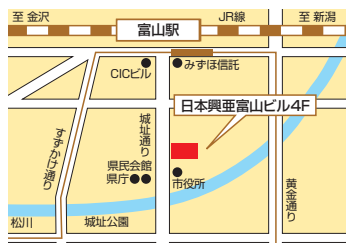
北陸支店 金沢

〒920-0937
金沢市丸の内4番12号
(金沢中央ビル)
☎076-221-3211(代表)



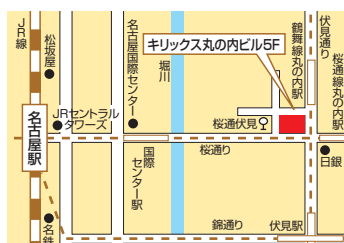
富山事務所 富山

〒930-0005
富山市新桜町6番24号
(日本興亜富山ビル)
☎076-442-4711(代表)



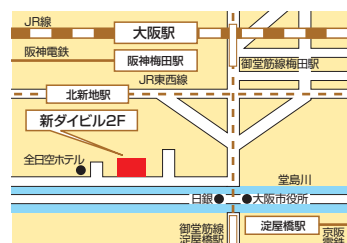
東海支店 名古屋

〒460-0002
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
(キリックス丸の内ビル)
☎052-231-7561(代表)



関西支店 大阪

〒530-0004
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号
(新ダイヤビル)
☎06-6345-6531(代表)



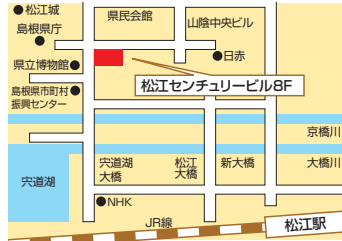
中国支店 広島

〒730-0036
広島市中区袋町5番25号
(広島袋町ビルディング)
☎082-247-4311 (代表)



松江事務所 松江

〒690-0887
松江市殿町111番地
(松江センチュリービル)
☎0852-31-3211 (代表)



岡山事務所 岡山

〒700-0821
岡山市中山下1丁目8番45号
(NTTクレド岡山ビル)
☎086-227-4311 (代表)



四国支店 高松

〒760-0050
高松市亀井町5番地の1
(百十四ビル)
☎087-861-6677 (代表)



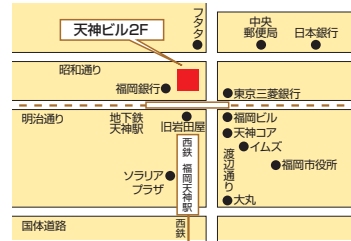
松山事務所 松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
☎089-921-8211 (代表)



九州支店 福岡

〒810-0001
福岡市中央区天神2丁目12番1号
(天神ビル)
☎092-741-7734 (代表)



大分事務所 大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(明治安田生命大分恒和ビル)
☎097-535-1411 (代表)



南九州支店 鹿児島

〒892-0842
鹿児島市東千石町1番38号
(鹿児島商工会議所ビル)
☎099-226-2666 (代表)



海外

●ワシントン駐在員事務所
1101-17th Street, N.W., Suite 1001,
Washington, D.C. 20036, U.S.A.
☎1-202-331-8696

●ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas,
Suite 830, New York, NY 10020, U.S.A.
☎1-212-221-0708

●ロサンゼルス駐在員事務所
601 South Figueroa Street, Suite 2190,
Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.
☎1-213-362-2980

●ロンドン駐在員事務所
Level 12, City Tower,
40 Basinghall Street, London, EC2V 5DE,
United Kingdom
☎44-20-7638-6210

●フランクフルト駐在員事務所
Frankfurter Buero Center,
Mainzer Landstrasse 46,
60325 Frankfurt am Main,
Federal Republic of Germany
☎49-69-7191760

●シンガポール駐在員事務所
36 Robinson Road, #07-04 City House,
Singapore 068877
☎65-6221-1779

相談センター

- | | |
|-------------------|------------------|
| ●東北 | ●中国・四国 |
| 盛岡市 019-624-5880 | 鳥取市 0857-26-0051 |
| 秋田市 018-866-7676 | 徳島市 088-635-2222 |
| 山形市 023-622-4666 | 高知市 088-871-6066 |
| ●関東・甲信 | ●九州 |
| 水戸市 029-300-4601 | 長崎市 095-823-1256 |
| 宇都宮市 028-643-3531 | 熊本市 096-319-1775 |
| 長野市 026-266-7021 | 宮崎市 0985-22-1130 |
| ●北陸・東海 | |
| 福井市 0776-36-5459 | |
| 静岡市 054-221-7255 | |
| 津市 059-246-8181 | |

(各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認ください。)

相談室

- | | |
|--------------------|------------------|
| 旭川市 0166-26-9810 | 帯広市 0155-21-1236 |
| 苫小牧市 0144-33-5454 | 小樽市 0134-22-1177 |
| 北見市 0157-23-4111 | 室蘭市 0143-22-1117 |
| 八戸市 0178-43-5111 | 弘前市 0172-33-4111 |
| 横手市 0182-32-1170 | 米沢市 0238-21-5111 |
| いわき市 0246-25-9151 | 郡山市 024-921-2621 |
| 会津若松市 0242-27-1212 | 長岡市 0258-32-4500 |
| 上越市 025-525-1185 | 柏崎市 0257-22-3161 |
| 新発田市 0254-22-2757 | |

平成18年7月
発行 日本政策投資銀行 広報担当
URL: <http://www.dbj.go.jp/>

索引(財務用語)

企業会計基準準拠(単体) 五十音順

財務諸表等

資本金等明細表	98
重要な会計方針	92
損益計算書	91
貸借対照表	89
注記事項(貸借対照表関係)	95
注記事項(利益処分計算書関係)	96
注記事項(リース取引関係)	97
引当金明細表	98
有形固定資産等明細表	98
利益処分計算書	92

貸出金関係

1店舗当たり貸出金	106
貸出金科目別期末残高	99
貸出金等回収予定	99
貸出金等平均残高	99
貸付金の満期別割合	101
業種別貸出状況	100
職員一人当たり貸出金	106
総融資件数に占める非上場企業の割合	101

不良債権の状況

開示債権と引当・保全の状況	5、107
株式関係損益	6
金融再生法開示債権の状況	5、108
金融再生法開示債権の保全状況	6、108
債務者区分	107
第三セクターに対するリスク管理債権	100
引当金及び担保・保証等によるカバー率	107
引当率	107
与信関係費用	6
リスク管理債権(業種別)	109
リスク管理債権の状況	109

諸指標

営業経費の内訳	103
役務取引等収支の内訳	105
外部負債利回	106
貸出金利回	106
業務粗利益	103
業務純益	103
経費率(OHR)	5
財務ハイライト	5
資金運用利益の分析	105

資金運用利回	106
資金調達原価	106
自行債券の発行残高・期間別残高	102
自己資本比率	111
自己資本利益率(ROE)	106
支払承諾の残高内訳	106
借入金等平均残高	102
借入金等返済予定	102
主要な経営指標等の推移	5
総資産利益率(ROA)	106
その他業務収支の内訳	105
損益の概要	103
特殊法人会計/企業会計の差異説明	118
部門別損益の内訳・分析	104
有価証券利回	106
利鞘	106

企業会計基準準拠(連結) 五十音順

債券明細表	88
自己資本比率	110
借入金等明細表	88
注記事項(金銭の信託関係)	79
注記事項(税効果会計関係)	87
注記事項(退職給付関係)	86
注記事項(デリバティブ取引関係)	81
注記事項(有価証券関係)	76
注記事項(リース取引関係)	76
注記事項(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	75
注記事項(連結損益計算書関係)	75
注記事項(連結貸借対照表関係)	74
連結キャッシュ・フロー計算書	68
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	69
連結剰余金計算書	67
連結損益計算書	67
連結貸借対照表	66

特殊法人等会計処理基準準拠 五十音順

期別投融資金額	119
期別投融資残高	119
財産目録	116
損益計算書	115
貸借対照表	114
地域別融資実績	100
連続損益計算書	121
連続貸借対照表	120

索引(業務用語) 五十音順

ア行		タ行	
アカウントビリティ	3	中期政策方針	126
ISO14001	60	投融資計画	4、13
インキュベーション	34	投融資指針	137
インフラファンド	23	都市再生	22
運営評議員会	53		
ALM・リスク管理体制	55	ナ行	
M&Aアドバイザー	23	内部管理体制	55
		日本政策投資銀行法	123
		ノンリコースファイナンス	22、130
カ行		ハ行	
貸出金利	16	バリアフリー	24
環境配慮型経営促進事業(環境格付)	26	PFI	21
環境方針	149	PPP	21
技術事業化支援センター	32	不良債権	5
金融プラットフォーム	49	プロジェクト支援	17
高齢化	30	ベンチャー	34
国際協力活動	42	防災格付	27
個人情報保護宣言	150		
コンテンツ	35	マ行	
コンプライアンス	55	マネジメントサイクル	53
		民営化	7
		メザニンファイナンス	22
		モノづくり	32
		ヤ行	
サ行		UNEP FI	60
財投機関債	4	ラ行	
産学官連携	40	リスク管理	55
事業再生	20		
CSR	59		
資本金	3		
新株予約権付融資	33		
政策金融改革	7		
政策金融評価	54		
セーフティネット	36		
設備投資計画調査(アンケート調査)	39		
SOHO / 家守事業	22		
		タ行	
対日投資	43	対日投資	43
地域づくり活動中期ビジョン	41	地域づくり活動中期ビジョン	41
地域づくり健康診断	40	地域づくり健康診断	40
地域別融資実績	100	地域別融資実績	100
地球温暖化対策	28	地球温暖化対策	28
知的資産	47	知的資産	47



DBJ

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。

<http://www.dbj.go.jp/>



この冊子はアメリカ大豆協会認定の大豆油インキを使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。